

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**）・縮減）

（農林水産省）

制 度 名	農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減			
税目（条文番号）	登録免許税（措法第 76 条第 1 項及び第 2 項）			
見 直 し の 内 容	<p>本措置は、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化事業を行う法人（以下、「合理化法人等」という。）が、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業のうち農地売買等事業の実施により、農用地区域内の農用地の買入れをした場合に、所有権の移転登記の税率を軽減（20/1,000→8/1,000）する措置であり、適用期限を 2 年延長することを要望していたものであるが、見直しによって、要望を行わないこととした。</p> <table border="1" data-bbox="1015 875 1489 965"> <tr> <td data-bbox="1015 875 1222 965">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1225 875 1489 965">+ 2 6 百万円</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	+ 2 6 百万円
増収見込額 （平年度）	+ 2 6 百万円			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本措置は、合理化法人等による農地の取得費用を軽減し、合理化法人等から農地を取得する農業者への売買価格への転嫁を軽減することで、農地の利用集積を促進するものであるが、減税見込額が少額であることから、廃止することとした。</p> <p>なお、本措置は廃止することとするが、合理化法人等の業務を効率化させることで、課税額の転嫁によって、農地を取得する農業者の負担が増加することのないよう対応する予定である。</p>			